

令和6年度 除雪計画について

I. 実施計画概要

1. 車道除雪

(1) 除雪延長

市 道	519.81 km	前年比 + 0.46 km
市道以外	20.39 km	前年比 ± 0.00 km
計	540.20 km	前年比 + 0.46 km
うち、直営：	154.48 km	前年比 ± 0.00 km
委託：	385.72 km	前年比 + 0.46 km

(2) 除雪委託

恵庭まちづくり協同組合

幹線道路（4社）：	83.90 km	前年比 - 0.94 km
生活道路（16社）：	301.82 km	前年比 + 1.40 km

2. 歩道除雪

(1) 歩道延長及び除雪延長

歩道延長	354.06 km	前年比 ± 0.00 km
除雪延長	194.19 km	前年比 + 0.02 km
うち、直営：	39.20 km	前年比 ± 0.00 km
委託：	154.99 km	前年比 + 0.02 km

(2) 除雪委託

恵庭まちづくり協同組合

歩道機械（7社）：	154.99 km	
信号・人力（2社）：	32箇所	前年度と同数
階段・人力（4社）：	10箇所	前年度と同数

3. 排雪計画及び雪堆積場

排雪計画：91路線 84.84 km

雪堆積場

(一般開放)：3箇所 白 樺：12月15日開設予定(12/31～1/2 休み)

牧 場：1月5日開設予定

西島松：1月6日開設予定(日曜日休み)

※開設時間：8時から17時(場内整備のため12時から13時迄閉鎖)

(市 専 用)：2箇所 戸磯第1調整池、恵庭第4墓園

4. スリップ対策

- 毎日パトロールを実施し、凍結路面に凍結防止剤の散布を行う。
- 砂箱を市内126箇所に設置
- 定置式凍結防止剤散布装置を市内10箇所に設置。

5. 公共施設除雪

直 営：	8箇所	前年度と同数
委 託：	41箇所	前年度と同数
計：	49箇所	前年度と同数

Ⅱ. 実施要領概要

1. 除雪実施要領

(1) 除雪出動基準

- ・ ほぼ連続した降雪で、降雪量が10cm以上になり交通障害が予想される場合。
- ・ 風雪や地吹雪による吹き溜まりが発生した場合。

※但し、道路交通に支障がない場合や気温が高く融雪が進む場合、車の走行で既に圧雪状態であるとき、作業が通勤通学時間に重なる際は、出動を見合わせる場合がある。

(2) 除雪作業時間

- ・ 夜間除雪を基本とし、原則として午後9時に作業開始し午前7時までに作業を終了させる。
- ・ 天候等によりやむを得ず日中に出動する際は通勤・通学時間帯を避けて作業を実施する。
- ・ 吹雪などの視界不良時は、事故防止のため天候の回復を待って実施する。

2. 除雪の順位

- ① 主要幹線及びバス路線
- ② 通勤・通学・防火に必要な路線
- ③ ①②以外の路線

の順に、規定時間までに1車線を確保し、降雪状況に応じて逐次拡幅除雪を行う。

3. 生活道路除雪

(1) 除雪方法

道路上の雪を左右にかき分ける方法で路肩や施設帯に雪を寄せ道路交通を確保する。

(2) 玄関・車庫前などの間口除雪

かき分け除雪により玄関、車庫前などに寄せられた雪については、各家庭での処理をお願いしている。

Ⅲ. 市民へのお願い

1. 各住宅の間口除雪は、各家庭で処理をお願いします。
2. 深夜作業による騒音・振動への理解
3. 車道や歩道に雪出しをしない（道路法）
4. 路上駐車をしない（自動車の保管場所の確保などに関する法律）
5. 路上障害物の撤去
6. 除雪前にゴミ出しをしない
7. 屋根からの落雪による交通障害や落雪事故を防ぐ
8. マンション・アパート等の敷地内の雪は入居者・管理会社が責任を持って除排雪する
9. 事業所・商店前の雪は車道や歩道に寄せるのではなく事業者が責任を持って除排雪する
10. 道路での雪遊びはしない